

第八号

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部改正について

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十八年六月九日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

地方活力向上地域内における県税の不均一課税に関する条例（平成二十七年徳島県条例第四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第五条第四項第四号」を「第五条第四項第五号」に改める。

第二条第一項中「同条第四項第四号」を「同条第四項第五号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

地域再生法の一部が改正されたことに伴い、所要の整理を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。